

# 関電金品問題 検察捜査へ

## 市民団体の告発状受理

関西電力の金品受領問題で市民団体「関電の原発マ

ネー不正還流を告発する会」の代理人弁護士は五日、大阪地検特捜部に出して元役員らに対する告発状が受理されたと明らかにした。五日付。問題発覚から一年余り。特捜部は慎重に捜査を進める見通しで、巨額の原発マネーが動いた異例の不祥事を巡り刑事責任の有無を判断する。

代理人弁護士によると、告発対象は八木誠前会長、岩根茂樹前社長、森詳介元会長、豊松秀三元副社長、森中郁雄元副社長、白井良平元取締役、鈴木聡元常務執行役員、大塚茂樹元常務執行役員、八嶋康博元常務監査役の九人。容疑は会社法違反(特別背任、収賄)、背任、業務上横領。

特別背任もしくは背任容疑は八木氏ら七人で、高浜町の元助役森山栄治氏(故人)が顧問を務めたときされる高浜町の建設会社「吉田開発」などに事前の情報提供や発注の約束を伴う不適

正な金額で工事を発注し、関電に損害を与えた疑い。収賄容疑は七人のうち岩根氏と豊松氏で不正の請託を受け、森山氏や業者から現金を受領した疑い。

東日本大震災後の赤字でカットした役員報酬を補填した問題での特別背任容疑は八木氏、森氏、八嶋氏が対象で、適正な手続きを経ず、退任した役員十八人に計二億五千九百万円を支払い関電に損害を与えた疑い。

豊松氏らの追加納税分を関電が負担する方針を決め、豊松氏に計百二十万円を支払った問題では八木氏、岩根氏、森氏に業務上横領か特別背任の疑いがあるとしている。

告発する会は、昨年十二月に告発状を提出。今年六月に追加分を出していた。オンラインで記者会見した代理人弁護士らによると、地検とやりとりし告発対象などを精査した。会の呼び掛けに応じた告発人は延べ五千五百七十七人になった。

回答する立場にない

関西電力広報室のコメント 当社は当事者ではないため詳細は存しておらず、告発の対象者は当社の元社員であることから回答する立場にない。当社としては、さらなる経営の改革に

### 高浜原発停止求め提訴

#### 住民ら火山灰の危険性指摘

名古屋地裁

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の運転を、火山の大規模噴火に備えた基準に適合していると確認されるまで停止させよう

国に求め、高浜町や名古屋市などの住民九人が五日、名古屋地裁に提訴した。

訴状によると、原子力規制委員会は関電に対し昨年六月、大山(鳥取県)の噴火規模の想定が見直された

ことに伴い、降灰の影響がある高浜原発の再稼働審査を一部やり直すための申請を命じた。一方で噴火の緊急性はないとして、運転停止は求めなかった。関電は同年九月に再審査を申請し

取り組みながら信頼回復に全力を尽くしたい。

た。

原告側は「安全確認ができてから稼働すべきなのに、規制委は停止を命じず運転継続を容認している」と主張。停止による事業者の経済的損失を回避するための判断で、関電の対応に期限を設けていない点も、審査を引き延ばして運転を続けられるため違法だと批判している。

高浜原発3、4号機は新たに義務付けられたテロ対策施設の設定が遅れ、3号機は今年一月から停止中で、現在運転中の4号機も今月七日に停止する予定。いずれも十二月の施設完成

を見込む。

提訴後に記者会見した青木秀樹弁護士は「最新の知見を即座に基準に反映させることが東京電力福島第一原発事故の教訓だ。規制委は素直に規制権限を行使すべきだ」と述べた。関電は提訴について「承知していない」としてコメントしていない。